

様式第5号

第 号
年 月 日

様

堺市長



堺市保育士等就職促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 堺市保育士等就職促進事業補助金
について、堺市保育士等就職促進事業補助金交付要綱8の規定に基づき、以下のとおり交付する
ことを決定・確定したので、通知します。

交付決定・確定額

円

- 1 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 対象施設等における勤務状況について、勤務開始日（保育士証の交付前に勤務を開始している場合は、保育士証の交付日）から起算して、その1年後及び2年後に、従事期間証明書（様式第3号）により市長に報告すること。
 - (2) 堺市保育士等就職促進事業補助金交付要綱6の規定により提出した交付申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更の内容及び理由を堺市保育士等就職促進事業補助金変更届（様式第4号）により市長に提出すること。
 - (3) 堺市補助金規則（平成12年規則第97号）及び保育士等就職促進事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
 - (4) 本市の求めに応じて、本補助金に係る必要事項を報告し、又は必要書類を提出すること。